

だて市政だより 災害対策号

【第52号】

平成24年3月15日発行

■放射能に対する恐れ

最近寄せられる「市長への手紙」は、放射能に関するものが多くあります。もちろんこれは、現下の問題点から考えれば、当然と言えば、当然です。

中でも除染に関することが断トツで、それも小さい子を持つ若いお母さん方からの要望が多く寄せられています。「自宅付近の放射能が高いようで、子どもを外で遊ばせることができない。何とか除染を早くやって欲しい」とか「放射能が怖いから、県外に避難したい」というようなことが多く見られます。

一体どの程度なら安全と言えるのか、それが問題で、学者など専門家から示されればいいのですが、低線量下（100ミリシーベルト以下）での健康被害については実証データが無いため、ハッキリ示されないことが不安を大きくしているのです。特に子どもについては、成長期にあって細胞の分裂が盛んであることから、大人より影響が大きいという意見もあって、子を持つ親は非常に心配しているところです。

分からない時は安全サイドで考える。つまり、「低線量下でも健康被害はある程度ある。子どもは大人より影響が大きい」と考えて対応策をとることが必要です。では、どの程度心配すればいいのか、それが問題なのです。

ところで、我々の住んでいる自然界には、原発などで核分裂を起させて発生させた、言わば人工的な放射能だけではなく、天然の放射能があり、ゼロということではありません。例えば、健康に必要な緑黄色野菜などにはカリウム（K）が豊富に含まれており、このカリウムには一定の割合で「カリウム40」という放射性物質が含まれており、これを体内に取り込むことによって内部被ばくをしています。その放射エネルギーは体重60kgの成人男性で約4000ベクレルであり、これによる年間被ばく量は0.17ミリシーベルトになります。このように、我々は年間0.8ミリシーベルト程度の内部被ばくをしており、自然界からの外部被ばくとあわせて、我々は自然界から、年間1.5ミリシーベルト程度の被ばくをしているのです。

また、病気などで胸部エックス線検査などを受けると、1回につき6.9ミリシーベルトの医療被ばくを受けることになります。

このように、現在私たちは福島原発事故による被ばくの他に、自覚しないままに自然界からの被ばく、そして医療の被ばくを受けていますが、前者は原発由来ということでの悪い被ばくで、後者は健康のためのもので良い被ばくと考える人もいます。しかし、放射能には良い被ばくとか悪い被ばくという区別はありません。全部足したものが私達の受ける被ばくなのです。

したがって、放射能被ばくを侮ることはできませんが、過剰に恐れる必要はないのです。いわば正しく恐れることが必要なのです。

必要以上に恐れて、ストレスを溜めることの方が健康被害の程度は大きいことを忘れてはなりません。

伊達市長 仁志田 昇司

■市内各地域の放射線測定結果

放射線測定値（市測定、★印は県測定）				[単位：マイクロシーベルト/時間]			
測定地点	3/12	3/9	3/7	測定地点	3/12	3/9	3/7
伊達総合支所 正面駐車場	0.42	0.41	0.39	八木平バス停留所 回転場中央	0.78	0.75	0.72
梁川総合支所 正面銅像前	0.35	0.35	0.34	小国ふれあいセンター 駐車場★	1.15	1.09	1.06
保原本庁舎 正面駐車場	0.46	0.47	0.47	下小国中央集会所 入口★	0.83	0.83	0.78
富成郵便局 県道路肩	0.73	0.82	0.76	岩代小国郵便局 国道路肩	0.81	0.89	0.77
富成沼田地区石名坂 屯所入口県道路肩	1.33	1.45	1.26	末坂バス停留所 県道路肩	1.35	1.23	0.95
富成グリーンタウン タウン内公園	1.43	1.47	1.13	大木バス停留所 県道路肩	0.55	0.59	0.54
富成十区集会所 入口	1.25	1.51	1.07	月館総合支所 駐車場	0.49	0.50	0.46
霊山総合支所 駐車場	0.70	0.70	0.64	国道399号飯館村境 国道路肩	0.76	1.02	0.94
霊山パーキング 駐車場中央★	1.23	1.23	1.16	月館相葺公民館 県道路肩★	1.55	1.57	1.48
坂ノ上集会所 入口	0.67	0.84	0.75	☎市民生活部 環境防災課 ☎575-1228			

■自家用農産物のモニタリング調査結果

市で行っている自家消費農産物のモニタリング検査結果（3月2日～3月8日）をお知らせします。測定結果は、放射性物質を簡易測定した数値ですので、出荷や販売等の目安となる数値ではありません。

[単位:ベクレル/kg]

産地	測定品目	測定件数	放射性セシウム		産地	測定品目	測定件数	放射性セシウム		
			最小値	最大値				最小値	最大値	
伊達	コマツナ	1	57.4	57.4	保原	米（精米）	1	検出せず	検出せず	
	ネギ	3	検出せず	検出せず		二井田	もち米	1	検出せず	検出せず
梁川	米（精米）	1	検出せず	検出せず		二井田	ダイズ	1	検出せず	検出せず
	米（玄米）	1	21.0	21.0	保原	米（精米）	3	検出せず	17.4	
栗野	ニラ	1	検出せず	検出せず		米（玄米）	4	13.2	130.0	
向川原	米（玄米）	1	検出せず	検出せず	霊山	掛田	ネギ	1	検出せず	検出せず
大関	米（精米）	2	検出せず	8.2		大石	米（精米）	1	6.7	6.7
	米（玄米）	1	検出せず	検出せず		大石	米（玄米）	1	36.5	36.5
	干柿	1	132.0	132.0	中川	アズキ	1	26.3	26.3	
細谷	米（精米）	1	41.0	41.0	泉原	米（精米）	2	4.8	7.2	
	もち米	1	59.4	59.4	山戸田	クロマメ	1	26.4	26.4	
白根	ダイコン	1	検出せず	検出せず	石田	米（精米）	1	2.7	2.7	
	干柿	2	5.9	106.0	上小国	ダイズ	1	53.5	53.5	
山舟生	ジャガイモ	1	検出せず	検出せず		干柿	1	154.5	154.5	
	干柿	1	91.0	91.0	月館	月館	ローリエ	1	184.2	184.2
八幡	米（精米）	4	検出せず	27.0		布川	ワラビ	1	検出せず	検出せず
舟生	米（玄米）	1	検出せず	検出せず			ダイズ	1	21.7	21.7
五十沢	アサツキ	1	検出せず	検出せず		御代田	米（精米）	3	検出せず	7.9
東大枝	米（玄米）	1	検出せず	検出せず			キャベツ	1	検出せず	検出せず
	ギンナン	1	95.0	95.0		ダイコン	1	検出せず	検出せず	
保原	上保原	米（精米）	1	12.9		12.9	糠田	ハウレンソウ	1	検出せず
	高成田	米（精米）	1	検出せず	検出せず	干柿		1	270.0	270.0
	柱田	米（玄米）	1	10.4	10.4	市外		米（精米）	2	検出せず
		ハクサイ	1	検出せず	検出せず		米（玄米）	1	検出せず	検出せず
	大泉	ネギ	1	検出せず	検出せず		ハクサイ	1	3.1	3.1

【食品衛生法の暫定規制値】セシウム：セシウム134と137の合計で500ベクレル/kg

【簡易分析器について】施設によって分析器の機種が異なり、機種によって検出下限値（検出可能な最小の量）が異なります。

【表記について】「検出せず」は、セシウム含有量を検出できる数値以下だったことを示します。

☎産業部 農林課 ☎577-3173

■県による伊達市産農産物のモニタリング調査結果

県で行っている伊達市農産物のモニタリング検査結果（3月4日～3月10日）をお知らせします。下記以外については、災害対策号第20～51号でお知らせした内容となります。

[単位:ベクレル/kg]

品目	採取日	ヨウ素	セシウム		
			134	137	
畜産	鶏肉	3/8	検出せず(<12)	検出せず(<15)	検出せず(<15)
	鶏卵	3/8	検出せず(<13)	検出せず(<13)	検出せず(<16)
	牛肉	3/10	検出せず(<7.3)	検出せず(<9.7)	検出せず(<9.7)

【表記について】

「検出せず (<検出下限)」と表記されている項目は、放射性物質が検出されなかったことを示します。なお、検出下限値（検出可能な最小の量）は、測定試料（重量、密度、容積など）の影響を受けるため、1測定ごとに異なります。また、実際の測定値を表すものではありません。

☎産業部 農林課 ☎577-3173

■米の放射性物質緊急調査と自主検査結果に伴う米の出荷について

米の放射性セシウム濃度が、100ベクレル/kgを超え500ベクレル/kg以下の地域については、国が行う特別隔離対策の関係により、米の出荷の見合わせをお願いしています。

今回、新たに旧保原町と旧五十沢村で生産された玄米から、100ベクレルを超える放射性セシウムが検出されましたので、当該地域で生産された米についても出荷見合わせをお願いします。

なお、旧保原町と旧五十沢村で生産された米についても、特別隔離対策の対象となるよう国と調整しております。

米の出荷見合わせをお願いしている地域 (500ベクレル以下)	旧石戸村、旧上保原村、旧霊山村、旧小手村、旧梁川町 旧山舟生村、旧大田村、旧富野村、旧保原町、旧五十沢村
米の出荷制限の指示がある地域 (500ベクレル超)	旧月舘村、旧小国村、旧富成村、旧柱沢村、旧掛田町 旧堰本村

☎福島県 水田畑作課 ☎521-7360

■り災証明書の申請受付は 3月30日まで

震災から約1年が経過し、被害を受けた人はおおむね申請済みと思われることから、「り災証明書」の発行は、3月30日でいったん受け付けを終了します。

必要な人は、お早めに最寄りの総合支所へ申請してください。

※り災証明書とは…市が被害を受けた人から申請を受け、家屋の被害状況の調査を行い発行する証明書で、各種支援や税の減免申請などの基準となるものです。

☎り災証明書の発行に関して 市民生活部市民生活課戸籍市民係 ☎575-0205
家屋の調査内容に関して 財務部税務課資産税係 ☎575-1235

■ 自主的避難等対象区域にかかる損害賠償について

東京電力(株)では3月5日から、自主的避難等対象区域（特定避難勧奨地点に指定された世帯以外の人）に係る損害賠償請求書の郵送を始めました。

3月16日までに請求書がお手元に届かない場合は、下記の東京電力(株)福島原子力補償相談室コールセンター（自主的避難等対象区域相談専用ダイヤル）へ直接お問い合わせください。

また、東京電力(株)の相談窓口が保原中央公民館に開設されましたので、ご利用ください。

賠償の対象、金額

対象者	対象期間	金額
① 18歳以下であった人 (平成4年3月12日～平成23年12月31日 生まれの人)	平成23年3月11日～ 12月31日	1人あたり40万円 ※対象期間中に、左記①②の 人が自主的避難をした場合、 ①②の人、1人あたり20万円 を上記40万円に追加して支払 われます。
② 妊娠していた人 (平成23年3月11日～平成23年12月31日 の間に妊娠していた期間がある人)		
③ 上記以外の人	平成23年3月11日～ 4月22日	1人あたり8万円

自主的避難等対象区域にかかる問い合わせ先

自主的避難等 対象区域相談 専用ダイヤル	東京電力(株) 福島原子力補償相談室コールセンター
	☎ 0120-993-724 (9時～21時)

東京電力 伊達市相談窓口開設

開設期間	3月30日(金)まで 9時～16時(土日祝日除く)
場 所	保原中央公民館
相談内容	自主的避難等対象区域にかかる損害賠償請求に関すること ※損害賠償請求書を持参してください。